

令和4年第2回広尾町議会定例会 第3号

令和4年6月9日（木曜日）

○議事日程

- 1 諸般の報告
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 行政報告
- 4 議案第49号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第2号）について
- 5 議案第50号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 6 議案第51号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 7 議案第52号 令和4年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 8 議案第53号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 9 議案第54号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）について
- 10 議案第55号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第3号）について
- 11 発議第7号 2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 12 発議第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について
- 13 発議第9号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
- 14 発議第10号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書の提出について
- 15 発議第11号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 16 発議第12号 ロシアによるウクライナ侵略と核兵器の威嚇を強く非難する決議について
- 17 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について
- 18 発議第13号 議員の派遣について

○出席議員（12名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松田 健司 | 2番 浜野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 北藤 利通 | 6番 志村 國昭 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 山谷 照夫 |
| 9番 渡辺 富久馬 | 10番 小田 雅二 |
| 11番 旗手 恵子 | 13番 堀田 成郎 |

○欠席議員（1名）

12番 浜頭 勝

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副	町	田	中	靖
会	計	山	崎	勝
兼	出	山	崎	勝
総	務	山	岸	直
総	務	柏	崎	弥
併	総	西	内	幸
併	総	木	幡	正
併	総	木	村	邦
併	総	坂	田	隆
企	画	及	川	田
企	画	鎌	田	直
住	民	楠	本	晃
住	民	村	中	直
兼	住	三	浦	一
保	健	宝	泉	洋
保	健	保	坂	一
兼	老	宝	泉	洋
地	域	村	上	一
兼	健	保	坂	直
健	康	三	浦	直
健	康	浜	頭	清
保	健	佐	藤	優
子	育	西	脇	み
認	定	佐	々	ゆ
認	定	佐	々	き
兼	豊	金	石	輝
特	別	金	石	輝
兼	養	平		浩
農	林	平		浩
兼	町	平		浩
水	産	室	谷	直
水	産	寺	井	
建	設			真

建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課長補佐	川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長	寺	井		真
港湾課長	安	岡	伸	弘
港湾課長補佐	須	田	圭	一

〈教育委員会〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	沖	田	一	美
兼 図 書 館 長	沖	田	一	美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖	田	一	美

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	山	岸	直	宏

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈公平委員会〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	山	岸	直	宏

〈農業委員会〉

会 長	今	村	弘	美
事 務 局 長	森	谷		亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	石	晃	基
事 務 局 次 長	佐	藤	直	美
総 務 係 主 事 補	齊	藤	香	月

◎開議の宣告

- 1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第1、諸般の報告を行います。
議員の出欠ではありますが、12番、浜頭勝議員より欠席の届出があります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、志村國昭議員、11番、旗手恵子議員を指名します。
6月8日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
本日、町長から議案1件を受理しております。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。
- 1、町長（村瀬） 行政報告をさせていただきます。
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る交付限度額についてご報告いたします。
初めに、（1）の広尾町に追加された交付限度額であります。
このたび、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、広尾町に対し6,107万1,000円が配分されました。この内訳にある国の令和4年度予備費を財源とする4,580万3,000円につきましては、コロナ禍において原油価格や物価の高騰に直面する生活困窮者や事業者に対し、直接的に支援する事業に用途が限定されておまして、本日追加議案として提案させていただく2つの給付金事業により、住民税非課税世帯や子育て世帯に対し、重点的に支援を行う方針としたところであります。
次に、（2）の広尾町の交付限度額の総額であります。
今回の配分額6,107万1,000円に令和3年度からの本省繰越分8,200万円を加えまして、総額で1億4,307万1,000円となるところであります。
以上で、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第49号～日程第9 議案第54号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第49号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第9、議案第54号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）についてまでの6件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第49号から議案第54号まで一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第49号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,461万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億4,241万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しをするものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第3表でお示しをするものであります。16ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正の追加であります。

追加事項は、草地及び施設の設置委託契約であります。

期間は令和5年度から令和7年度、限度額は5,315万5,000円とするものであります。

第3表 地方債補正の変更であります。

緊急防災・減災事業債及び過疎対策事業債の限度額をそれぞれ変更するもので、町債の合計に1,970万円を追加し、6億5,720万円となるものであります。

なお、歳入歳出予算補正の詳細につきましては、総務課長及び担当課長より補足説明をいただきます。

続きまして、議案第50号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ670万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5,735万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。次のページの補正の歳入であります。

4款1項は、一般会計繰入金を整理するものであります。

7款1項町債は、事業の追加によるものであります。

次に、歳出であります。

2款1項事業費は、浄化槽設置箇所の追加による委託料及び工事費の追加であります。

次のページの第2表、地方債補正の変更であります。

個別排水処理施設整備事業債及び過疎対策事業債につきまして、事業費の追加に伴い、それぞれ限度額を変更するもので、町債の合計に490万円を追加し、5,310万円となるものであります。

次のページ、21ページであります。議案第51号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ39万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億5,886万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の歳入であります。

2款2項道補助金50万円の追加は、歳出の傷病手当金に充当する特別交付金であります。

4款1項繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金を整理するものであります。

次に、歳出であります。

1款1項総務管理費10万6,000円の減額は、滞納整理機構運営分担金の減額等であります。

2款6項傷病手当金50万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者への休業補償であります。

6款3項趣旨普及費は、財源内訳の補正であります。

次に、議案第52号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億9,932万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の歳入であります。

3款2項国庫補助金14万3,000円の追加は、システム改修に対する補助金であります。

7款1項繰入金は、一般会計繰入金を整理するものであります。

次に、歳出であります。

1款1項総務管理費及び2款1項介護サービス等諸費は、財源内訳の補正であります。

5款1項償還金及び還付加算金は、保険料過年度還付金の追加であります。

次に、議案第53号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ326万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,414万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正の歳入であります。

2款1項繰入金は、一般会計からの繰入金を整理するものであります。

次に、歳出であります。

1款1項施設介護サービス事業費は、新型コロナウイルス感染症の抗原検査キットや空気清浄機の購入費等の追加であります。

次に、議案第54号についてであります。

本案は、令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,746万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次の補正の歳入であります。

3款1項町債は、当初予算で計上していた国保病院の電話交換機の改修に係る町債の区分を医療機器整備から建物改修工事に変更し、総額を整理するものであります。

次に、歳出であります。

1款1項貸付金は、歳入の町債の補正に伴うものであります。

2款1項繰出金は、財源内訳の補正であります。

次のページの第2表 地方債補正の変更であります。

病院事業債であります。

町債の合計から10万円を減額し、1,480万円とするものであります。

以上をもちまして、議案第49号から議案第54号までの補正予算についての提案理由の説明といたします。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） それでは、一般会計補正予算（第2号）、議案第49号について事項別明細書及び議案資料により説明をいたします。

初めに、本補正予算は、確定見込みによるものについては説明を省略いたします。

それでは、主な補正内容について説明をいたします。

歳出から説明をいたします。

まず初めに、議案資料10ページをお願いいたします。

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業を説明いたします。

広尾町の交付限度額は物価高騰対策分を除いて9,726万8,000円で、当初予算、5月補正予算で充当した残額について、6月補正予算の15事業を含む17事業に充当するものであります。

事項別明細書に戻っていただきたいと思います。

5ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、弁護士委託料は、町有地不法占有解決のための着手金であります。2目庁舎管理費、12節委託料の庁舎抗菌処理委託料は、光触媒による各会議室の抗菌処理であります。3目財務管理費、24節積立金、まちづくり基金積立金は、ふるさと納税の項目の追加によるものでございます。5目財産管理費、12節委託料、用地測量委託料は、町有地公売に向けた測量実施でございます。7目企画費、18節負担金補助及び交付金は、ミニサテライトのパンザマスト補修工事負担金でございます。8目ふれあい活動費、10節需用費、広報広聴用の消耗品費、14節工事請負費は、既設の音調津集会所オイルタンクが危険なため撤去、あと並木町寿の家は住民要望による網戸を設置するものでございます。

6ページをお願いいたします。

9目防災対策費、14節工事請負費は、音調津避難施設に簡易無線機を設置するなどの避難対策の機能強化工事でございます。13目OA化推進費、12節委託料、17節備品購入費は、国の電子システム、マイナポータルと本町の基幹システムのオンライン接続のため、委託料と機器の購入でございます。このことにより、子育て、介護、戸籍等の行政手続をオンライン上で行うことが可能となります。財源は、デジタル基盤改革支援補助金でございます。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、17節備品購入費は、マイナンバーカード申請用にタブレットを購入するもので、申請手続の利便性が向上されます。財源は、個人番号カード交付事務費補助金でございます。4項選挙費、2目参議院議員選挙費、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費及びポスター掲示場の区画が12区画から16区画に増えたことによる増額でございます。

7ページをお願いいたします。

5項統計調査費は、工業統計が廃止になったことによる減額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、重層的支援体制整備事業で高齢者外出支援の実証事業を行うための予算計上でございます。27節繰出金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る繰出金であります。

8ページをお願いいたします。

2目社会福祉施設費、17節備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る空気清浄機の購入であります。3目養護老人ホーム施設費では、新型コロナウイルス感染症対策に係る手数料、検査料、空気清浄機の購入及び人件費の予算計上でございます。6目老人福祉費、27節繰出金は、介護サービス事業特別会計で新型コロナウイルス検査等費用に係る増額でございます。

9ページをお願いいたします。

2項児童福祉費で、補助金、交付金の返還金は、昨年度の額の確定による返還でございます。2目保育所費、17節備品購入費は、洗濯機の故障によるものでございます。12節委託料は、施設の解体工事に伴うアスベスト調査委託料、14節工事請負費は、施設の解体工事の予算計上でございます。財源はコロナ交付金でございます。

10ページをお願いいたします。

5目子育て支援費、19節扶助費、ファミリー・サポート・センター利用料助成は、制度開始に伴うものでございます。

11ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費、10節需用費の修繕料は、葬斎場霊柩台車バッテリー交換、第3ふ頭トイレ電気修繕の予算計上でございます。14節工事請負費は、音調津墓地給水場浸透ます設置工事の予算計上でございます。財源は、昨年度寄附がございました10万円を充当しております。3目予防費は、4回目のワクチン接種等に伴う予算計上でございます。そのうち、7節報償費の集団接種謝金は新型コロナワクチンに伴うもの、8節旅費は職員の応援派遣に伴うもの、10節需用費の消耗品は、集団接種に伴う事務用消耗品費、監視防止対策用消耗品費でございます。食糧費は集団接種に伴う昼食代、印刷製本費は集団接種に伴う封筒及びチラシ代でございます。11節役務費は、通信運搬費として接種受付に伴う電話料及び接種券発送費、折り込み手数料はチラシ折り込み手数料及びワクチン接種事務手数料となっております。12節委託料は、新型コロナワクチン予防接種委託料、新型コロナウイルス追加接種対応のシステム導入のためのツール導入委託料でございます。13節使用料及び賃借料は、パソコン使用料、追加接種対応のためのシステム導入のためのリースをするものでございます。複写機使用料は追加接種対応のため使用するものでございます。17節備品購入費は、集団接種用折り畳み椅子等及び台車を購入するものでございます。

12ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金は、農政推進協議会負担金は牛乳消費キャンペーン、畜産防疫事業補助金はハエ防除作業及び牛舎消毒作業の助成を行うものでございます。2項林業費、1目林業総務費、23節投資及び出資金は、森林組合の配当金を出資金に増資するものでございます。2目林業振興費、10節需用費、修繕料は、公用車の修繕でございます。3目森林環境振興費、18節負担金補助及び交付金は、緑の担い手対策交付金として林業従事者への長期就労条件対策支援事業として交付するものでございます。5目野塚交流館費は、集いの杜プロジェクトとして、旧野塚小学校を再生するものであります。主な改修といたしまして、水道管の工事や動力設備として200ボルトの電気工事などを行うものでございます。

13ページをお願いいたします。

3項水産業費、2目水産業振興費は、財源内訳の補正でございます。

6款商工費、1項商工費、2目観光費、8節旅費、18節負担金補助及び交付金は、地域おこし協力隊による体験観光開発のため視察旅費及び活動支援交付金でございます。3目サンタランド費、18節負担金補助及び交付金は、防火管理者連絡協議会負担金を予算計上したものでございます。7目中小企業緊急支援事業費、18節負担金補助及び交付金は、プレミアム付商品券発行事業補助金とキャッシュレス化導入推進事業補助金の予算計上でございます。

14ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、12節委託料の道路工事調査設計委託料は、協成線道路のり面復旧のための設計委託業務であります。3項港湾費、2目港湾管理費、14節工事請負費は、港湾道路の舗装工事等でございます。4項都市計画費、2目都市計画施設費、27節繰出金の下水道事業特別会計繰出金は、浄化槽設置予定箇所を増による繰出金の増加でございます。5項住宅費、1目住宅管理費、14節工事請負費は、公営住宅のトイレ排水管の詰まり等を改善するものでございます。

15ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、とちぎ広域消防事務組合費の分担金において、高機能消防指令システム・消防緊急デジタル無線機整備事業について、各市町村で起債を借り入れることとなったための財源内訳の補正でございます。3目消防施設費、17節備品購入費は、新型コロナウイルス感染症防止対策用資器材購入費で、空気清浄機や非接触式検知器の予算を計上するものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の人件費については、所要額精査による追加、4目財産管理費、14節工事請負費については、使用予定のない教員住宅について解体撤去工事、12節委託料は、その工事に係るアスベスト調査委託料でございます。

16ページをお願いいたします。

2項小学校費、3項中学校費、1目学校管理費、4節共済費については、所要額の精査による追加、17節備品購入費については、新型コロナウイルス感染症防止対策のための空気清浄機の購入でございます。3項中学校費、2目教育振興費、21節補償・補填及び賠償金は、新型コロナウイルス感染症対策のための修学旅行のキャンセル料補償金でございます。

17ページをお願いいたします。

4項社会教育費、1目社会教育総務費は、学校支援地域本部事業補助金の内示による財源内訳の補正及び4節共済費は、所要額の精査による追加でございます。2目公民館費、10節需用費の修繕料は、音調津総合センター階段のモルタル修繕料でございます。14節工事請負費の音調津総合センター給水配水管新設工事は、埋設配管の破損のおそれがあるため予算計上するものでございます。4目海洋博物館・伝習館費、10節需用費の印刷製本費は入場チケットの印刷、修繕料は自動火災報知器設備、煙感知器の劣化による交換をするものでございます。11節役務費のし尿くみ取り料は、既設等での改修により、くみ取り料の増加が見込まれるものでございます。5項保健体育費、2目体育施設費、10節需用費の修繕料は、勤労者体育センター避難口誘導灯の劣化による交換及び町営

球場の3塁側ダッグアウト屋根修繕並びに4節共済費は所要額の精査による追加でございます。

18ページをお願いいたします。

公債費は、財源内訳の補正。

12款は、予備費の予算調整でございます。

次に、戻りまして、歳入でございます。

3ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、4回目の接種に伴う追加でございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の個人番号カード交付事業費補助金は、マイナンバーカード申請用にタブレットを購入するための補正でございます。デジタル基盤改革支援補助金は、電子システム、マイナポータルと本町の基幹システムのオンライン接続のための補正でございます。4節地方創生臨時交付金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、コロナ禍において影響を受けた生活者や事業者に対して支援をするための交付金でございます。2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、重層的支援体制整備事業交付金は、高齢者外出支援の実証事業に充当するものでございます。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、4回目の接種に伴う追加でございます。3項国庫負担金、1目総務費国庫委託金、2節選挙費委託金の参議院議員選挙委託金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費及びポスター掲示場の区画が12区画から16区画に増えたことによる増額でございます。

15款道支出金、2項道補助金、5目商工費道補助金は、プレミアム付商品券発行支援事業補助金で、町のプレミアム付商品券発行支援事業費補助金に充当するものでございます。7目教育費道補助金、1節社会教育費補助金の学校支援地域本部事業費補助金は、北海道内示額による減額でございます。3項道委託金、1目総務費道委託金、3節統計調査費委託金の工業統計調査委託金は、工業統計の廃止による減額でございます。

4ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金は、森林組合配当金による補正でございます。

17款寄附金は、ふるさと納税寄附金の項目追加による補正でございます。

18款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、5節まちづくり基金繰入金は、昨年度の寄附金を積み立て、音調津墓地給水場浸透ます工事に繰り入れるものでございます。10節森林環境振興基金繰入金は、緑の担い手対策交付金及び野塚交流館費に充当するものでございます。

21款の町債は、とちち広域消防事務組合の分担金において、高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器整備事業について、各市町村で起債を借り入れることとなったための緊急防災・減災事業債及び過疎対策事業債で予算措置をするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） 続いて、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 初めに、議案資料の提出が遅れましたことをおわびいたします。大変申し訳ございませんでした。

議案第49号について補足説明をさせていただきます。

議案資料（追加②）の1ページをご覧ください。

重層的支援体制整備事業の高齢者外出支援交通費助成についてです。

初めに、1のこの事業の目的につきましては、高齢者の方々の買物や通院などの外出を支援するため、昨年度、令和3年度に「高齢者外出支援交通費助成」の実証事業を実施し、事業実施後のアンケート調査を基に「高齢者等の足を確保するための新たな地域交通検討委員会」で事業の検証を行いました。今回の事業につきましては、検証結果から制度の見直しを行い、さらに利用者ニーズを把握するため、事業の本格実施に向けて、2回目の実証事業を行うものでございます。

今回の事業は、高齢者の方が地域社会に参加する機会を確保するための支援として、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業の理念に合致するため、本町が本年度から取り組んでおります重層的支援体制整備事業のメニューの一つとして実施するものでございます。

次に、令和3年度実証事業の実施結果についてです。①の実施期間は、12月から1月までの2か月間、②の利用者数につきましては、利用申請により登録された方で144人、利用率は19.3%でした。③の助成金額は、総額で34万2,600円、タクシーを利用された方は129人、バスを利用された方は28人でした。

次のページ、2ページをご覧ください。

2の実施期間につきましては、今回は8月から10月までの3か月間実施する予定です。昨年度の実証事業は冬期に行いましたが、今年度は、より外出機会が増える夏から秋に実施し、実施期間につきましても2か月から3か月に延ばし、利用状況や利用者ニーズの把握に努めます。

3の助成対象につきましては、75歳以上の高齢者の方を対象とします。昨年度は「75歳以上で運転免許を持たない方」を対象としましたが、「免許があっても運転する機会が少ない方」がおられることが分かったため、「免許を持たない」という要件を撤廃し、助成対象を広げて実施いたします。

続いて、4の助成金額についてです。広尾市街の1月1,500円を基準とし、記載のとおり、広尾市街からの距離に応じて各地区の助成金額を加算する金額設定としております。

次のページ、3ページをご覧ください。

今年度につきましては、制度の見直しとしまして、バス停から離れている地区の1月当たりの助成金額を増額して利用促進を図ります。野塚地区は3,000円から3,500円に、紋別地区、東豊似地区は3,500円から4,000円にそれぞれ増額します。

5の助成事業の周知についてです。昨年度と同様に、住民説明会や広報紙、防災無線による情報発信を行うほか、新たな試みとしまして、ダイレクトメールを対象となる方全てにお送りします。アンケート調査から助成事業そのものを知らなかったという方が一定程度おられたため、周知をより強化したいと考えております。

最後に、6の予算額についてです。今年度の助成対象者数は1,265人で、所要額につきましては、1月当たり222万9,500円で、3か月間実施し、利用率を80%とし、予算額は535万800円でございます。財源につきましては、重層的支援体制整備事業交付金を活用いたします。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 続いて、補足説明をさせます。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 私のほうから、商工費の2つの事業について説明をいたします。議案資料の8ページをお願いいたします。

1つ目は、広尾町地域振興プレミアム付商品券発行事業補助金です。

目的及び商品券の名称につきましては、記載のとおり、昨年と同様でございます。

3、プレミアム率につきましては40%とし、うち北海道から10%の補助を見込んでおります。

4、商品券の発行につきましては、1枚当たり500円とし、1組14枚7,000円相当分を5,000円で販売いたします。今回は飲食店利用限定の設定をしないものと聞いております。

購入上限は10組となる5万円までとします。

発行組数は1万6,000組で、発行総数1億1,200万円、うち3,200万円をプレミアム分として補助いたします。

5、商品券を利用できる業者は、公募を行い、応募のあった町内の商工業者といたします。

6、商品券の利用の期間といたしましては、8月22日から翌年1月31日までとし、期限が切れた商品券は使用できないものといたします。

今回の販売方法につきましては、予約制といたします。購入は各世帯10組を上限とし、希望多数の場合、調整によって上限10組を希望される世帯より上限を下げ、希望世帯全体で賄うことによりまして、希望組数は当たらないまでも購入希望の世帯には必ず購入できるよう配慮いたします。

今後の予定といたしましては、6月中旬に新聞等にチラシを折り込みまして、7月下旬までに予約を受け付け、8月22日以降に商品券と引き換える予定となっております。

次に、9ページになります。

広尾町中小企業等キャッシュレス化導入推進事業補助金であります。

1、目的は、町内の商工業者が新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として、国が推奨する「新しい生活様式」、北海道が進めている「新北海道スタイル」を实践・推進するために、感染防止対策の一つとなる非接触型決済、いわゆるキャッシュレス化を導入推進し、町内の消費喚起や多様な観光客の消費需要の獲得と機会の損失防止等を図ることを目的といたします。

2、事業内容といたしましては、期間中に町内の対象店舗でのお買物や飲食等をキャッシュレス決済のPay Pay及びd払いにて支払うことで、決済金額の20%分のポイントが付与されるものであります。決済金額3,750万円の20%となる750万円をプレミアム分とし予算計上しております。

3、ポイントが付与される内容につきましては、基本的には対象店舗での決済金額の20%がポイ

ントとして付与されます。また、P a y P a y 及び d 払いを使った町内、町外全ての方が対象となります。ただし、1 回当たりの付与上限が5,000円相当、期間中2か月の付与上限が3万円相当とするものです。

4、利用できる商工業者といたしましては、公募を行い、応募があり、商工会が認める町内の商工業者とします。全道・全国展開をしている大手流通店舗は対象外にすると聞いております。

5、事業の期間といたしましては、予定としまして、11月1日から12月31日までの2月とします。決済事業者との契約上、1月ごとの契約となるため、付与する額が月の途中で750万円の予算額を超えることも想定されますが、状況を見極めながら補正予算にて対応することを考えております。以上、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案6件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第49号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 事項別明細書の13ページ、商工費の7目の広尾町地域振興プレミアム付商品券の事業の関係でありますけれども、ただいまご説明いただきましたけれども、この地域振興プレミアム付商品券発行事業については、令和2年度から今回4回目の事業となるわけですけれども、1つに今までプレミアム率が30%、40%、そして直近では50%という形でやってきて、今回40%だということなのですけれども、昨日も一般質問でちょっと触れましたけれども、例えば帯広市はこういった通常の商店のプレミアム率が20%だということ、言ってみれば広尾の半分の率なのですけれども、消費者にとってはプレミアム率が高ければ高いほど非常にお買い得という部分があるので、逆に同じ事業費で商工業者の立場でいけば、仮に20%であれば、2倍の事業費でもって広尾の消費購買力につながっていくということなのですけれども、その点の部分についてどのように検討されているか。

それと、従前は1人当たり10組までという形の発行内容でしたけれども、今回1世帯ということで、例えば1人世帯でも1世帯、5人世帯でも1世帯という形なのでしょうけれども、従来ですと、例えば3人家族であれば、3人の方が購入したというような事例がありました。そういった意味で、前回50%ということで、即日処理されたのですけれども、今回、希望世帯については事前に予約を

取るということなので、そういった部分では緩和されると思うのですけれども、仮に今回1万6,000組発行するという中で、それぞれ世帯から希望を取った場合、予算額を、1万6,000組に到達しない場合の処理といいますか、それはどのように考えているのか、併せてお答えいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） プレミアム率40%の部分で20%にした場合、売れる幅が広がるという意味のご質問かと思えますけれども、実際売れるパーセント、今まで30%、40%、50%それぞれプレミアム付商品券を発行してきたわけですけれども、やはりパーセント率に応じて売り切れる日数が短くなってきたというのは正直実感としてありました。今回、商工会と話し合う上で、まずは道の上乗せの10%がない前提でお話をさせていただいた部分がありまして、30%でお話をしていたところなのですけれども、後日10%の上乗せができるという情報が入りまして、40%としたところであります。商工会といたしましても、10%上乗せで20で30というところの、それでいくという話もあったのですけれども、商工会からの要望で高いプレミアム率で出したい、低いものではなく高く出したいということもあったものですから、消費購買力等の部分は考慮せず、40%として発行するものであります。

また、売れ残りの部分のお話ですけれども、まず予約を受け付けた段階で売れ残るといふか、まだ枠が残っているときには、まずは防災無線等でお声がけをして、まだ売れ残りがありますのでお申込みをしてくださいという運動をした後、どうしても残った場合につきましては、商工会とお話をして、直接販売をするか、また予約を受け付けるかというところで話し合いをしているところであります。

以上です。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 2つあるのですけれども、先に今のプレミアム付商品券のことについてなのですけれども、これ、引換券みたいなものが送られてくるわけですね、各世帯に。そうですね。そうした場合は、それを自分は要らないと。では、隣のうちの人に譲渡するということはできるのでしょうか。まず、その点が1つですね。ですから、その引換券に、まだ時間があるからいろいろ工夫できると思うのですけれども、その引換券に番号とかそういうのをに入れて、同じ人がAさんのうちに来たやつとBさんに来たやつと両方の引換券を持って買って買えるのかどうか。いいとか悪いとかという問題ではないですよ。できるのかどうかですね。

そして、余った分については、今ちょっと私もよく聞き取れなかったのですけれども、他町村でやっている場合は、よく都会なんかは多くの方が欲しがっているといふか、買いたいということで、よく抽せんできちっとやっていますけれども、希望者を募ったりすると、それで多分きれいになく

なると思うのですけれども、その逆の場合、多分それでも残るという場合は、そのときはそのときで何回もやっていくしかないと思うのですけれども、そのことについて聞きたいと思うのですけれども。それで、これは1万6,000組だから、世帯でいくと満額買うことで1,600世帯に行き渡るわけですね。そうすると、だけれども実際にはもっと世帯に対して引換券を配るわけですよ、残もあるから。その辺の確認も、ここでちょっとしたいと思います。

以上がこのプレミアム付商品券の事業の具体的な販売方法について、これからいろいろ検討されるでしょうけれども、その辺について聞きたいと思います

もう一つは、事項別明細書の11ページに、いわゆる新型コロナウイルスの追加接種、このことについて多額の費用が、もちろん多額になるのでしょうかけれども、ありますけれども、まず、これは、3回目、4回目と、こういうこのワクチンの接種は、これは相変わらず努力義務の部分としているのですか。それをまずちょっと聞きたいと思うのですけれども。

このことについて、私、昨日の一般質問でいろいろ時間をいただいて質問させていただいたのですけれども、広尾町でも一般の人でほぼ9割ぐらいがワクチンを既に打っていますが、詳細については分からないけれども、分かりたかった詳細というのは、ワクチンを打ったけれどもコロナにかかってしまったという数字みたいなのが欲しかったのですけれども、その辺も把握していないということで分からないのですけれども、でも、知っている限りでは、多くの人がかかるとワクチンを打ったけれども、かかってしまったという人がたくさんいます。ここで、もう既にワクチンの有効性というのが、そのワクチンが……、失礼、実際のコロナの内容といいますか、だからオミクロンだとか、いろんな種類のが出ましたけれども、オミクロンについては、私は効かないのだという話が出ているというふうにうわさっぽく言いましたけれども、実際に厚労省のデータもきちっと正しいやつに直してみると、実際にはワクチンを打った人のほうがかかっている率が高くて、ワクチンを打っていない人が少ないというような現象というのが、実際にこれ起きて、そういう数字が出ているわけですよ。それなのに、このようにして、また地方自治体としてはこのような予算を使ってやらざるを得ないというような、こういうような状況に対して、私は非常に、同情と言ったら言葉は適切ではないかもしれないけれども、大変難しい判断を、判断というか、判断もしないでやらざるを得ないということだと思うのですけれども、私は子どもたちの5歳から11歳までの分については、いわゆる義務がないということで、しかしながら、半分ぐらいの人はやらなかったわけですよ。

私がここで町としてこの費用を使ってやるに当たって何を聞きたいかというのは、これからもう3回目、4回目もまたやるけれども、こんなにやらなくてはいけないのか、いろいろ単純な質問がいっぱいある。単純と言ったら失礼ですけども、いろんな切実な質問がいっぱいあると思うのです。かかったけれども、またやらなければいけないのかとか、そういうことに対して、町としては厚労省のホームページを一生懸命熟読して、その内容をそのままアンサーとして答えていくのかどうかということについて私は非常に疑問だと思うのです。だから、私は実際の、厚労省のページから見ると、ワクチンを打ってもかかった人がいるとか、その辺の内容まで詳しく言う必要はないけれども、私は、どっちみち、これは券を配るわけですよ、最終的には。そうですね。

1、議長（堀田） 小田議員、質疑ですので、ご本人のご意見であるとか、感想は発言を控えていただいて……

1、10番（小田） いやいや、普通に私は自分の意見ではないよ、これ。事実を、厚労省の……

1、議長（堀田） 疑義をただす端的な質疑をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

1、10番（小田） 厚労省の数字とか、そういうことで述べているのだよ。私の意見でないですよ。
（「一般質問でやればいい」の声あり）

1、議長（堀田） 質疑を簡潔に疑義をただすことでお願いいたします。

1、10番（小田） いろいろ言いましたけれども、町として大変だと思うのだけれども、そういう質問が来たときに、どのようなアンサーをしていくのかということが、まずこの事業というか、やることに当たって、必要な、全て健康管理センターに、はい、どうぞと、お願いしますということになるのだろうとは思っているけれども、その辺についてやっぱりひとつ整理しないと駄目だと思うのですけれども、町としてはどのように考えるかということです。

そして、1つだけ最後にお願いしたいのは、昨日かなりの有名な、あるいは力、かなり信望されている感染症、免疫関係の先生たちが何人か集まって、3時間にわたるシンポジウムを行ってまして、その中で今のオミクロンがもう既に50%の人たちが抗体を持っているのだというようないろんなケースを言っていますので、その辺まではちょっと必要ないかもしれないけれども、いろいろ参考にして、町としても、やはり無駄なというか、そういう時間を取ってややこしくなるよりも、きちっとした体制、理論武装と言ったらあれですけども、そういうものがやっぱり私は必要だと思いますので、その辺について伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 分かりましたか。大丈夫ですか。
室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） プレミアム付商品券の事業についての説明をいたします。

予約をいたしまして、引換券が送付されてきて、それを譲渡するかどうかという部分については、正直こちらとしては把握はしておりません。設定として考えているところではないのですが、ただ、引換券で購入した後に譲渡される部分についてはあるのかとは考えておりますけれども、引換券自体を譲渡して違う人が引換えに行っても引換えはできないものはこちらとしては考えております。

また、購入希望世帯が増えた場合については、先ほども言いましたように、全体の数で整えますので、購入される世帯には必ず当たるようになるかと思えます。

また、残った数によって、その後また抽せんをするかどうかというのは、今後、商工会とお話しして決めていくことと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） 保坂保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（保坂） まず、60歳以上の方については努力義務となっております。それ以下の18歳以上59歳以下の方につきましては、努力義務ではありません。

それと、4回目のワクチン接種につきましては、高い重症化予防効果が得られるということで、4回目の接種をします。

以上です。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

質疑を続行します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結いたします。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第50号 令和4年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第51号 令和4年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第52号 令和4年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第53号 令和4年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第54号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第49号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてから議案第54号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）についてまでの6件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第54号までの6件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案6件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案6件は討論を省略します。

これより議案第49号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてから議案第54号 令和4年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）についてまでの6件を一括採決します。

お諮りします。本案6件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案6件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第55号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第55号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第3号）につい

てを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第55号につきまして提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度広尾町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもの
であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,295万円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億9,536
万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による
するものであります。

次のページであります。

事項別明細書も併せてご覧をいただければと思います。

最初に、補正の歳入であります。

14款2項1目総務費国庫補助金は、歳出予算に計上いたします給付金事業のうち、町単独給付分
に充当する地方創生臨時交付金であります。交付限度額4,580万3,000円を全額充当し、不足する94
万円は物価高騰対策以外の臨時交付金を充当いたします。2目民生費国庫補助金は、国の制度によ
る給付金に充当する事業費及び事務費の補助金であります。

次のページの補正の歳出であります。

3款1項10目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費は、住民税非課税世帯等に対する生
活支援を目的とした給付金事業のシステム改修等の事務費及び給付金の計上であります。同款2項
7目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、子育て世帯に対する生活支援を目的とした給付
金事業の事務費及び給付金の計上であります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明いたさせます。

また、今回の補正予算には計上しておりませんが、学校給食の材料費高騰対策を検討しておりま
す。事業費の見込みができ次第、補正予算の計上をさせていただきたいと思っております。

以上で、議案第55号についての提案理由の説明といたします。議決方よろしくお願いを申し上げ
ます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 議案第55号について補足説明をさせていただきます。

追加議案資料の1ページをご覧ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業についてです。

初めに、1のこの給付金の目的につきましては、国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等

総合対策」におきまして、真に生活に困っている方々への支援措置が強化されたことを受けまして、所得の少ない方々の生活、暮らしを速やかに支援するため、住民税非課税世帯などに対しまして、国と町独自の臨時特別給付金を給付するものでございます。

次に、2の給付対象世帯・給付金額につきましては、まず、(1)の給付対象世帯Aタイプとしまして、①の基準日におきまして、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯と②の新型コロナウイルス感染症の影響を受けられて家計が急変し、①の非課税世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯が給付の対象です。

なお、①または②に該当する場合であっても、令和3年度非課税世帯など、既に当該給付金を受けられている世帯につきましては、給付の対象としません。

次のページ、2ページをご覧ください。

(2)のAタイプの給付金額は、1世帯当たり12万円です。内訳としまして、国の制度に基づく定額10万円に町の独自支援として2万円を上乗せし、町の独自支援の財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用します。この交付金は物価高騰などに直面する方々の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が所得の低い方々などに直接及ぶ事業を交付対象としてこのたび追加配分されたもので、この交付金を有効活用し、生活支援を強化します。

次に、(3)の給付対象世帯Bタイプにつきましては、令和3年度非課税世帯など既に臨時特別給付金を受給された世帯を対象とし、(4)の給付金額は1世帯当たり2万円でございます。既に給付しました10万円に対しまして町の独自支援として2万円を追加給付し、Aタイプと同じ水準になるよう給付総額を12万円とするもので、町の独自支援の財源は、Aタイプと同様に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用します。

3の給付対象世帯見込み数ですが、①のAタイプは120世帯、次のページ、3ページをご覧ください。

②のBタイプは940世帯を見込んでおり、内訳は記載のとおりです。

次に、4の給付方法についてです。

①のAタイプ、令和4年度非課税世帯につきましては、対象世帯からの申請を不要とし、こちら側で対象世帯を絞り込む、いわゆるプッシュ型の方法により、できるだけ簡素な手続で迅速に給付します。

②のAタイプ、令和4年度家計急変世帯につきましては、記載のとおり、対象世帯からの申請により給付します。

③のBタイプ、令和3年度非課税世帯等に対しまして、プッシュ型を基本とし、給付します。

次のページ、4ページをご覧ください。

最後に、5の給付金の案内・給付のスケジュールにつきましては、①のAタイプ、令和4年度非課税世帯、③のBタイプ、令和3年度非課税世帯等につきましては、案内文書などを6月中旬に発送し、7月上旬から支給を行う予定で準備を進めております。

②のAタイプ、家計急変世帯につきましても、7月上旬から給付を開始する予定です。

なお、対象世帯からの申請は、国の制度に基づきまして、本年9月30日まで受け付けます。補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 続いて、補足説明をさせます。

浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） それでは、私のほうからは、子育て世帯生活支援特別給付事業費について、追加議案資料により説明させていただきます。

今回、追加補正した事業費の内容は、大きく分けまして2つに分かれております。1つは、これから説明します5ページから7ページまでになります。これが国で閣議決定して決まった事業になっております。そして、もう一つが、8ページからになりますが、これはその事業をさらに拡大しまして、広尾町が独自で行うものとなっております。

それでは、議案資料5ページから説明させていただきます。

子育て世帯生活支援特別給付金支給事業（その他世帯分）についてですが、それで（その他世帯分）となっているのは、支給するうちのひとり親世帯につきまして北海道で支給をすることとなっております。それ以外の世帯を広尾町、町が支給するというふうになっているところから、その他世帯分としているものでございます。

1の目的としまして、新型コロナウイルス感染症の長期化した中で、低所得の子育ての世帯に対し、給付金を支給するものであります。先ほどお話ししましたとおり、閣議決定された国の施策となっております。

2の支給対象であります。まず、①になりますが、児童手当、そして特別児童扶養手当の受給者で非課税世帯が対象となります。先ほど説明しました道で行うひとり親世帯以外の方となります。

②は、①に該当になっていない方で、主に高校生だけの世帯になりますが、住民税が非課税となっている世帯、それと、コロナウイルスの影響で家計が急変しまして非課税と同等と認められた世帯を該当としているものであります。

3の支給対象児童見込み数ですが、70人を見込んでおります。

4の給付額は、1人5万円です。先ほどの70人の5万円ですから、予算額は支給額350万円です。計上しております。

5の申請と給付の方法ですが、①が非課税の児童手当、それと特別児童手当、受給者は申請が必要ありません。受給拒否がない場合は、直接口座のほうに振込をいたします。

②がそれ以外の手当の受給を受けていない非課税者もしくは家計急変者で、申請を受けて書類を確認しまして決定するとして、支給方法は口座振替といたします。

6のスケジュール等になりますが、①の申請不要者は、該当するのが分かっている方は6月下旬以降に案内を出しまして、7月以降の支給の予定といたします。

②の申請が必要な方については、町広報、あとチラシ等を作成いたしまして周知を行いまして、来年の2月まで期限を設けて受付、そして支給することといたします。

続きまして、8ページの子育て世帯生活支援特別給付金支給事業（全ての子育て世帯）についてになります。

まず、1の目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症の長期化した中で、広尾町の子育て世帯の全世帯に対し、子育ての生活支援を行う観点から給付金を支給するものでありまして、広尾町が独自で行うものであります。

2の支給対象であります。①、令和4年6月1日現在、広尾町に住所がある高校生までのお子さんを養育している保護者が該当になります。一部、二十歳未満の障がい児を養育している保護者も該当といたします。ただし、広尾町に住所を置いたことがない児童を養育した場合は除きます。

②、令和4年6月1日から令和5年2月28日までに転入してきた方で、高校生までのお子さんを養育している保護者が該当になります。一部、二十歳未満の障がい児を養育している保護者も該当とします。それで、広尾町に住所を置いたことがない児童を養育した場合は除きます。

③、令和4年6月1日から令和5年2月28日まで広尾町で生まれた新生児を養育する方となります。

それで、①と②で広尾町に住所を有したことがない児童を養育した場合は除くとありますが、これは保護者だけ、例えば転勤で広尾町に来て、お子さんや奥さんとかは広尾町に住所がない場合は該当にならないというものであります。逆に言えば、例えば中学生とか高校生で広尾町から住所を移しまして町外の学校に行って保護者は広尾町にいる場合は、支給に該当をするということになります。もしかしたら、分かりづらい説明になっているかもしれませんが、広尾町にいる子どもはできる限り全員支給の該当にさせるということの取扱いとなっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、3の支給対象児童見込み数ですが、800人を見込んでおります。

4の給付額は、1人3万円です。800人の3万円ですから、予算は支給額2,400万円で計上しております。

米印ですが、町の独自支援の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しております。

5の支給と給付の方法ですが、全ての対象者に申請書を送付いたしまして、返信用封筒で返送してもらい、そして口座のほうに振込となります。

6の給付の案内やスケジュールになりますが、ア、申請は今月下旬以降に送付予定しております。イ、申請は、来年2月末まで受付いたします。ウ、給付金の支給は、受付日の翌月末日までに支給したいと思っております。

以上で、説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 資料の5ページの、今、説明されていた子育て世帯生活支援特別給付金の関係なのですけれども、ただいまの説明では、いわゆる地方税法による非課税世帯に対して支給するということでもありますけれども、当然そういう部分からいくと、生活保護世帯も当然非課税ですから支給するという認識だと思っておりますけれども、この場合、収入認定されないというふうに解釈してよろしいのかどうか、それについてお伺いいたします。

1、議長（堀田） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） 収入認定はされないということになります。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第55号 令和4年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第7号

1、議長（堀田） 日程第11、発議第7号 2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、志村國昭議員、登壇願います。

1、6番（志村） 発議第7号 2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られている。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要である。

このことから、国会及び政府に対し、以下のことを求める。

1、社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地方活性化に向けた取組やデジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

2、新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置を図ること。

3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

4、2021年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における看護、介護、保育など新型コロナ感染症対応と少子高齢化への対応が重なる職種の処遇改善事業について、2021年度補正予算で補助金が創設されたが、より多くの職場で改善が図られるよう、対象職種の拡大や事業の継続・拡大に向け、必要な予算確保や制度改善を行うこと。

5、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。

6、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。

7、会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなど、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

8、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

10、地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、偏在性の小さい所得税・消

費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。また、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税などを検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。

11、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

提出先は、下記のとおりです。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第8号

1、議長（堀田） 日程第12、発議第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、北藤利通議員、登壇願います。

1、5番（北藤） 発議第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更された。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教

育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要である。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなった。しかし、中学校・高校については依然として「検討」にとどまっている。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が4,690人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,912人に減少となっており、教職員増とはなっていない。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要がある。

2021年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.52%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.30%（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にある。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じている。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要がある。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図ることが必要である。

このことから、国会及び政府に対し、以下のことを求める。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするように求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請する。

2、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定するよう求める。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、地域の特性に合った教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請する。

4、就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

なければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第9号

1、議長（堀田） 日程第13、発議第9号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、志村國昭議員、登壇願います。

1、6番（志村） 発議第9号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

北海道最低賃金の上げは、ワーキングプア解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも45万1,000人と、給与所得者の27.3%に達している。また、道内の全労働者216万人のうち、39万人を超える労働者が最低賃金近傍に張りついている実態にある。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持され、令和3年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記した。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和4年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

1、「地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省の業務改善助成金など、各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

なければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第10号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第10号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

2番、浜野隆議員、登壇願います。

1、2番（浜野） 発議第10号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書の提出について。

別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

世界をめぐる情勢では、新型コロナウイルス終息後の需要回復を見込んだ原油等の価格上昇やロシアによるウクライナ侵攻によって、原油・生産資材や穀物相場が歴史的な高騰を続けており、日本国内でも食料品等の相次ぐ値上げで、国民生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした下で、日本政府は4月26日に「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を示したが、ウクライナ侵攻の長期化などで、さらなる価格高騰も懸念されている。

ついては、食料の安定供給と農業の持続的発展のため、我が国の食料安全保障を強化する食料自給率向上、国内生産の基盤強化など、新たな施策及び予算の確保と国民への理解醸成を図られるよう要望する。

1、世界情勢の不安定化が今後も続くことが懸念されることから、政府が4月に示した「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の速やかな実施とともに、現場の経営悪化の状況も踏まえ、継続的な対策として拡充・強化すること。

2、食料安全保障の強化に向けて、自国の食料は自国で生産・消費するという考えを広く国民に理解醸成を図るとともに、食料の安定供給の確保は国の基本的な責務として、将来を見据えた大胆な施策と新たな予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

なければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第11号

1、議長（堀田） 日程第15、発議第11号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、小田雅二議員、登壇願います。

1、10番（小田） 発議第11号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出であります。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書であります。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年まで温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により記載の先へ提出します。

以上です。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

なければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第12号

1、議長（堀田） 日程第16、発議第12号 ロシアによるウクライナ侵略と核兵器の威嚇を強く非難する決議についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 発議第12号 ロシアによるウクライナ侵略と核兵器の威嚇を強く非難する決議について。

上記の決議書を……

1、議長（堀田） 前崎議員、ちょっとお待ちいただけますか。

1、4番（前崎） 上記の決議書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

ロシアによるウクライナ侵略と核兵器の威嚇を強く非難する決議。

ロシアは2月24日、国際社会の度重なる要請、勧告を無視し、隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始し、3か月が経過した。

ロシア軍は非軍事施設の空港、病院、住宅までも破壊攻撃を繰り返し、無力の民間人を含め多くの犠牲者を出し続けている。

このロシアの行動は、ウクライナの人々の人権を侵害し、ウクライナの主権及び領土を侵害し、武力の行為を禁ずる国際法及び国連憲章にも違反する明確な侵略行為であり、断じて容認できるものではない。

さらにプーチン大統領は、ロシアが核兵器大国であることを誇示し、先制使用を示唆するなど、核兵器で世界の諸国を威嚇するものであり、今日の世界において決して許されるものではない。

広尾町は、「核兵器廃絶、平和の町宣言」を決議している自治体であり、ロシアに対して、その侵略行為と核兵器による威嚇を強く非難するとともに、ウクライナに対する軍事行動の即時停止と完全撤退を行うよう強く求める。

政府においては、国際社会と緊密に連携しつつ、ロシアの暴挙を抑えるためのあらゆる国際努力を行うとともに、唯一の戦争被爆国の政府として、ロシアの核兵器での威嚇を強く非難することを

求める。

以上、決議する。

令和4年6月9日。

北海道広尾郡広尾町議会。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

なければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第17 発委第2号

1、議長（堀田） 日程第17、発委第2号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和4年第2回定例会終了後から令和4年第3回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、（1）、新たな公園及び観光交流施設の整備策定計画について。

産業常任委員会、（1）、広尾町における雇用状況について。

議会運営委員会、（1）、議会の運営に関する事項について、（2）、議会の基本条例、会議規則等

に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第18 発議第13号

1、議長（堀田） 日程第18、発議第13号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発議第13号 議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、北海道町村議会議長会議員研修会。

(1)、目的、議員活動研さんのため。

(2)、派遣場所、札幌市。

(3)、期間、令和4年7月6日から7日（2日間）。

(4)、派遣議員、全議員。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

- 1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。
お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

- 1、議長（堀田） これにて令和4年第2回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 0時06分